

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第六条第一項中「第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「場合には」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合には、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族）は」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合には、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条第一号中「又は第六条第三項」を「の規定又は第六条第四項」に改める。

第二十条中「第九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十二条見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定登録機関は、二級建築士等登録事務を行うに当たり、二級建築士又は木造建築士の免許を申請した者が建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条の二に規定する者に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現在に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二十三条第三項中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「規則」とする。）」や「登録」とある。

第1号欄に「戸籍謄本（抄本）及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書」や「本籍の記載のある住民票の写し」及び「あて先」や

1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□
2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□ (
	あるときはその罪及び刑	年 月
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	
3	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
4	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□
	あるときは、その日	年 月
5	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□
	業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	年 月

「宛先」に、

いない□
ない□
日
ない□
)

1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
3	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の	ある□

日	□
な	い□
日	□
な	い□
日から	□
日まで	□

規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	年
あるときは、その日	□
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	年
業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	年
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□

な	い□
)	□
月	日
な	い□
)	□
月	日
な	い□
月	日
な	い□
月	日から
日	日まで
い	い
え	え
□	□

に始まる。

欄11の「建築士の住所欄」中「現在の戸籍謄本（抄本）」や「本籍の記載のある住民票の写し」に始まる。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。